

報告第 1 0 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年９月３０日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。